

卸電力市場価格の高騰を踏まえたインバランス料金および 再生可能エネルギー電気卸供給料金の特別措置について

当社は、今冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえた経済産業省からの要請を受け、接続供給に係るインバランス料金^{※1}を最大5か月間、再生可能エネルギー電気卸供給料金^{※2}を最大4か月間にわたり、それぞれ均等に分割して支払うことを可能とする特別措置を講じております。

(令和3年2月12日お知らせ済み)

本年3月18日、当社は、経済産業省から、本件の追加対応としてインバランス料金および再生可能エネルギー電気卸供給料金の分割回数を最大9か月間まで増加する手続きを実施するよう要請を受けました。

本要請を踏まえ、本日、「託送供給等約款^{※3}以外の供給条件」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款^{※4}以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、それぞれ認可および承認を受けましたので、お知らせいたします。

前回の特別措置からの変更点は別紙のとおりです。

- ※1 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画に対する需要実績の差分を「インバランス」といいます。
需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算額を「インバランス料金」といいます。
- ※2 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、卸電力取引市場を経由して小売電気事業者へ引き渡すほか、希望する小売電気事業者等に対して卸供給を行っており、この卸供給を「再生可能エネルギー電気卸供給」、卸供給にかかる料金を「再生可能エネルギー電気卸供給料金」といいます。
- ※3 小売電気事業者や発電事業者等が当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものを「託送供給等約款」といいます。
- ※4 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気を、希望する小売電気事業者等に対して卸供給する場合の料金等の供給条件を定めたものを「再生可能エネルギー電気卸供給約款」といいます。

(参考) 令和3年2月12日にお知らせした内容

[・卸電力市場価格の高騰を踏まえた特別措置について \(令和3年1月インバランス料金の分割支払\)](#)

[・卸電力市場価格の高騰を踏まえた特別措置について \(再生可能エネルギー電気卸供給料金の分割支払\)](#)

前回の特別措置からの変更点について

1. インバランス料金に関する変更点

項目	前回 (2/10 申請 2/12 認可)	今回 (3/19 申請・認可)
① 対象期間	1月分インバランス料金 (1月1日～1月31日)	変更なし
② 対象料金	需要側の不足インバランス 料金と余剰インバランス料金の 相殺分	変更なし
③ 猶予内容	最大 <u>5</u> 分割	最大 <u>9</u> 分割
(参考) 支払イメージ	4月5日：初回支払期日 4月～ <u>8</u> 月で最大 <u>5</u> 分割	4月5日：初回支払期日 4月～ <u>12</u> 月で最大 <u>9</u> 分割
④ 申請受付期間	2月15日～ <u>3</u> 月15日	2月15日～ <u>3</u> 月25日
⑤ 適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家保護案件 ・事業健全性要件 ・事業継続性要件 	変更なし

2. 再エネ卸供給の支払に関する変更点

項目	前回 (2/10 申請 2/12 承認)	今回 (3/19 申請・承認)
① 対象期間	2月15日以降に支払期日を 迎える最初の1か月の料金	変更なし
② 対象料金	卸料金全体	変更なし
③ 猶予内容	支払期限1か月延長 ^{※1} +最大 <u>4</u> 分割	支払期限1か月延長 ^{※1} +最大 <u>9</u> 分割
(参考) 支払イメージ	4月15日：初回支払期日 4月～ <u>7</u> 月で最大 <u>4</u> 分割	4月15日：初回支払期日 4月～ <u>12</u> 月で最大 <u>9</u> 分割
④ 申請受付期間 ^{※2}	2月15日～ <u>3</u> 月15日	2月15日～ <u>3</u> 月25日
⑤ 適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家保護案件 ・事業健全性要件 ・事業継続性要件 	変更なし

※1 審査期間確保のため

※2 2月15日までに経済産業省に対して申し入れている場合に限る

以上